

議会改革調査特別委員会の中間報告

本委員会は、令和元年第5回定例会において設置され、以来、議会基本条例に関する調査及び議会改革に関する調査を続けてきた。

調査の経過は次のとおりである。

1. 議会基本条例に関する調査

議会基本条例については、これまでの調査の経緯を踏まえ、委員長が案文（たたき台）を提示し、今後の協議の進め方について検討した。

また、具体的調査事項である議会報告会、参考人招致及び公聴会の活用並びに理事者の発言権（反問権）について、他都市の規定や実施状況等に関する調査を行った。

本件については、引き続き調査を進めていく必要がある。

2. 議会改革に関する調査

議場のICT化について、他都市の大型スクリーン等の設置状況やタブレット端末の導入状況等に関する調査を行った。

本件については、引き続き調査を進めていく必要がある。